HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	韓国における尊厳(2)
著者	水野，邦彦; MIZUNO, Kunihiko
引用	季刊北海学園大学経済論集，64(3)：1-7
発行日	2016-12-30

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

《論説》

韓国における尊厳（2）

水　野　邦　彦

現代韓国で〈尊厳〉が語られる文脈を俎上にのせた前稿「韓国における尊厳（1）」[1] につづき，死生観にもとづく死の尊厳，国家安全保障体制による暴力と人間の尊厳を，本稿でとりあげる。

Ⅰ．尊厳と死

朝鮮半島の人々が伝統的ないし因襲的に死を〈尊厳〉という感覚と結びつけて表象してきたことを論ずる研究が，具ミレ『尊厳ある死の文化史』に示されている[2]。仏教民俗学，とりわけ仏教と民間との出会いのなかで力動的に伝承されてきた無形の仏教文化に関心をいだく具ミレは，韓国人の死生観，臨終の文化，死の尊厳を論じており，そこで，死がいかなる意味で尊厳に結びつけられるかが考察されている。

だれしも「健康で長生きしたい気持ち，死を避けようとする思い」をいだくであろうし，「どんなに辛い人生だとしても，死ぬよりは生きているほうがましだ」と思うことが多いであろう。人間のみならず生きものすべてに必ず死が訪れるのであり「生まれた以上は死ぬしかないことを私たちはよく知っている」が，それにもかかわらず「人々はひたすら生に執着し死から顔をそむけ忘れたまま生きてゆきたがる」。こうして人がふだん死から目をそらせ，死をいまの自分から遠ざけて過ごそうとするのは，なぜだろうか。

なによりも死とは「あらゆるものと断絶した究極の怖さ」であり「人間についてまわる究極の限界」である。どれほど理窟を並べ立てても死はまちがいなく訪れる。人間とはなにか，世界とはなにかを論じ，滔々と人生論を語るときにも，自分には「人間についてまわる究極の限界」があることをみとめざるをえず，納得がゆかぬ理不盡な思いをかかえることが間々ある。いわば人間や自己自身についての「本質主義」を維持できなくなり，その対極にある「実存主義」を意識しはじめるのである[3]。みずからの死を正面から見据え，死ぬことは避けられないのだ，仕方のないことだ，と思うようになった人は，「実存が本質に先立つ」こと，実存が本質を条件づけること[4] を受け入れざるをえない。こうして人間は〈死に臨む存在〉[5] であるという規定が現実味を帯びてくるのである。

＊印は日本で発行された文献である。

1）＊北海学園大学経済学会『経済論集』第 64 巻第 2 号，2016 年 9 月，所収。

2）以下，具ミレ『尊厳ある死の文化史』モシヌンサラムドゥル，2015 年，13–17 頁，85 頁をみよ。

3）Voir Paul Foulquiè, *L'existentialisme*, 6e éd., Paris, 1951, p. 5–8.

4）Voir Jean-Paul Sartre, *L'être et le Néant*, Collection TEL, Paris, 1943, p. 537, 627.

5）Martin Heidegger, *Sein und Zeit*, 12 Aufl., Tübingen, 1972, S. 234, usw.

「死を認識することは宇宙・自然の理致〔道理〕のまえに実存を悟ることである」としるす具ミレは「死と生とは引き離すことのできないひとつのものであり，死についての見方はとりもなおさず死生観にほかならない」と述べる。この死生観は「生と死とが対をなすものであることを悟り，生のなかで死を真摯に認識し受容」する姿勢であるし，朝鮮半島の人々は伝来そのように死を受容してきた。したがって「死の準備の文化」には「生きているときに死を見越す」姿勢が刻みこまれており，それが朝鮮半島の生活史を形成している。

「死をめぐって進行するあらゆる儀礼もまた〈存在の消滅〉という不可抗力の運命を理解するための文化的装置といえる」とみなす具ミレは，民間信仰や宗教的伝承のうちに，朝鮮半島の人々の死にたいする観念をさぐる。それらの源は「巫俗・仏教・儒教など多宗教の複合的背景のなかで形成されてきた」であろうが，そうした種々の源に端を発する複合的観念であっても「民間の心性に適合したものであれば，いくらでも統合的に受容されうる」とする。

生きているときに死を見越すこと，生と死とが対をなすものであると悟ることは，「死を省察する韓国人が生をどのように見て暮らしてきたのか」という視点と表裏一体である。「死は生が終わる瞬間にやってくるのではなく，生のなかに深く根を下ろしている」のであり，それどころか「死の認識は生にとてつもなく大きな影響をおよぼす」ものである。

韓国人の死の儀礼は「死後の世界を信ずることと無関係に，死は永遠の断絶ではないと強調するところに点綴されている。このことはすなわち，生とつながる死，生まれし者と連結する死せる者を意味する」という。このようにして韓国人が「存在の連続性を追求する死生観」を形成してきたことがわかるという。

「死を忘れる者はまことの生命力で生きてゆくことができない」こと，「死にたいする不誠実は生にたいする不誠実を」もたらすこと，「生を正しく直視する力はおのれの死を真摯に考えて生きてゆく人にのみある」ことを人々の肝に命じさせるのが，西洋でよく知られた「メメント・モリ」(死を忘れるな)という言葉である。この思想と類似するともいえる思想が，韓国人のあいだに根づいているというのである。

生死をまたいで存在の連続性をみいだす死生観からすすんで具ミレは「よい生によい死がともなうという道理とおなじように，死の尊厳のうえに生の尊厳が可能となり，ひいては最後の瞬間の尊厳ある死まで見通すことができる」としるす。すなわち，死の尊厳，尊厳ある死についての考察に向かうのである。

かりに死に尊厳があり「尊厳ある死」が存在するとしたら，それは臨終の場での死だけを指すのではなく「生の全過程のなかで認識される死」を指称するものである。「死と生とは引き離すことのできないひとつのもの」であり，死に尊厳があることは死を省察する生のなかで知られるようになるので，その尊厳もしくは「尊厳ある死」は結局のところ「生の全過程のなかで」悟られることになる。

死に尊厳があること，「死の尊厳」は，「生の終わりをより平穏に人間的に迎える」ことを意味する。「命が盡きて生を終える現象はそれ自体が高貴なものである」と具ミレはいう。ここに「死の尊厳」のいちおうの根拠がみいだされる。その先はおそらく人間の理智を超えた神秘の領域としかいえないのであろうが，「生命が神秘的で尊厳あるように，死もまた神秘的で尊厳がある」とされ，死は「生命とともにする神聖な自然の理致〔道理〕」とみなされる。

死にかんする韓国の文化は「生が終わる瞬間に対処する臨終の文化」であり，それが「死を真摯に省察し受容してきた韓国人の尊

厳ある死の文化」をなす。「尊厳ある死」とはなにを指すか。上述のとおり「命が盡きて生を終える現象はそれ自体が高貴なものである」ので，「生の終わりをより平穏に人間的に迎える」ことに尊厳性が生じ，そのように迎える死が「尊厳ある死」とみなされる。「尊厳をもって生の終わりを安らかに過ごす」「尊厳をもって人間の死を安らかに保つ」というありかたも，そして「みずからの最期を主体的に敬虔な態度で準備することによって尊厳ある死を迎えようとする」ありかたも，おなじことを意味する。

以上みてきたように，「人間についてまわる究極の限界」である死を避けることができない人間は，「死と生とは引き離すことのできないひとつのもの」「生と死とが対をなすもの」であると悟り，死の認識によって宇宙や自然の道理のもとに自己の実存を位置づけるのであるが，そこで人間は「存在の連続性を追求する死生観」を形成し「生のなかで死を真摯に認識し受容」する姿勢を身につける。

この生死の連続性のうえに尊厳という価値が語られる。「よい生によい死がともなう」のと同様に「死の尊厳のうえに生の尊厳が可能と」なる。生の尊厳と死の尊厳とは表裏一体である。尊厳ある死は「生の全過程のなかで認識される死」であり，死の尊厳は「生の終わりをより平穏に人間的に迎える」ところにある。「命が盡きて生を終える現象はそれ自体が高貴なものである」ため，死は尊厳あるものとみなされる。死の尊厳，尊厳ある死は，ここに據点を置く。

Ⅱ．尊厳と国家暴力

社会学博士の学位を有する殷秀美は韓国労働研究院での仕事が評価され，2012 年に国会議員となった人物である。殷秀美が国会本会議でテロ防止法に反対して 2016 年 2 月 24 日午前 2 時 30 分から午後 12 時 48 分まで 10 時間 18 分にわたっておこなったフィリバスター（filibuster）の記録が『国民の尊厳，10 時間 18 分』[6] におさめられている。

解放後の朝鮮半島は左右の激しい対立関係のなかで経過していった。1945 年 8 月 15 日に植民地支配から解放された朝鮮では，同じ 8 月 15 日に呂運亨らによって組織された建国準備委員会が朝鮮人独自の国づくりをはかり，9 月 6 日に朝鮮人民共和国樹立が宣言された。ところが朝鮮人民共和国は 9 月 8 日に上陸した米軍によってつぶされ，まもなくソウルに設置された米軍政庁が爾後すくなくとも朝鮮半島南半部を統治することになった。他方の北半部では米軍政に反対する社会主義者が主導権を握り，反米的・反資本主義的風潮がひろがっていった。

米軍政に協力するか抵抗するかという対立は南半部と北半部との対立にとどまらず，南半部における親米派と反米派との対立をもたらした。南半部では 1948 年 8 月 15 日に大韓民国が，北半部では同年 9 月 9 日に朝鮮民主主義人民共和国が，それぞれ樹立され，1950 年 6 月 25 日には両者のあいだで戦争が勃発した。

戦争は北と南の国家形成・社会形成に抗しがたい影響をおよぼし，「朝鮮戦争において形成された国家は……国家安全保障（national security）を最高の道徳とする否定的で防禦的な理念を根拠と」することになり，こののち長きにわたって南の大韓民国では反共親米を旨とする社会が形成されてゆく。韓国の安全保障体制はすなわち韓国の支配体制を意味し，「韓国の支配体制は国家保安法に象徴される」といわれるが，このことは国家保安法に象徴される国家安保がただ絶大な力をもつことを意味するにとどまらない。この「国家保安法の論理的基礎は，抑圧・監視・統制

6）殷秀美『国民の尊厳，10 時間 18 分』知識工作所〔コミュニケイションブックス〕2016 年。

に象徴される国家の暴力そのもの」にほかならず，そのような「国家の公権力は……ほとんど権力者の恣意によって行使される」。このことを即物的に表現したものが〈銃と刀がすなわち法であり秩序である〉という言葉である[7]。

韓国の国家権力による〈造作〉(捏造，でっちあげ) 事件は枚挙にいとまがなく，〈造作〉がおこなわれ有罪とされたものの，のちに大法院〔最高裁判所〕で無罪判決が出た事件を殷秀美はいくつか挙げている[8]。

1958 年，間諜のぬれぎぬを著せられて死刑になった曺奉岩に，のちに 24 億ウォンの賠償判決が出された。1961 年，趙鏞壽民族日報事件で趙鏞壽ら 2 名が死刑になったが，その後かなり長い年月が過ぎてから無罪判決が出た。1964 年の第 1 次人民革命党事件にかんしては 28 億ウォンの賠償判決が出ている。1967 年に間諜の廉で 21 年間服役した李スグンの妻の甥である裵某氏には 68 億ウォンの賠償が出た。1867 年に北に拉致された漁民・徐チャンドク氏は 41 年後に間諜の嫌疑を晴らし，10 億ウォン賠償の判決を得た。1967 年のいわゆる東ベルリン事件で，北朝鮮工作員と接触したとして逮捕された欧州在住の韓国人は，43 年をへて無罪となった。1973 年に間諜のぬれぎぬで取り調べ中に疑問死したソウル大の崔ジョンギル教授には 18 億ウォンの賠償判決が出た。1974 年の民青学連事件で有罪とされた李哲氏ら 12 名は再審において無罪を勝ち取った。1974 年の文人間諜団でっちあげ被害者は 37 年ののちに無罪となった。同じ年の第 2 次人民革命党事件では 8 名が死刑の判決を受けるが，のちに無罪となる。

これらはいずれも遠い過去の話ではないし，当時の政権と現在の政権とがまったく断絶しているわけでもない。国家の公権力，国家の暴力が「ほとんど権力者の恣意によって行使される」ことなど今日ありえないとは断言しえない。親日派や米軍政に牛耳られた韓国では李承晩政権発足時から，北の脅威を理由に「国家安全保障」体制すなわち反共体制が有無をいわさぬ「最高の道徳」の地位を占め，反共の国家安全保障体制が韓国社会の中枢に陣取ってきたのであるが，この体制が今日の韓国社会でくずれているといえるだろうか。上の〈造作〉のほとんどは韓国中央情報部，およびその後継組織である国家安全企画部・国家情報院によってなされたものであるが，2016 年 3 月に法案が国会本会議を通過した「国民保護と公共の安全のためのテロ防止法」，通称「テロ防止法」は，将来に向けて〈造作〉可能性を残す法律とみられている。殷秀美は，テロ防止法によって国民が国家情報院の判断ひとつでテロ活動をおこなう危険人物だと決めつけられてしまうことを懼れる[9]。

国家権力による〈造作〉は，過去の事例が示すとおり，まごうことなき人権侵害である。みずからの意思を公的な場で示すことができず，事実とは異なるみずからの姿を公的な場にさらさざるをえないことは，人権の侵害であり蹂躙である。この点でまず〈造作〉を徹底的に解明し，批判し，処罰し，二度と起こりえないようにせねばならない。「そのつぎが拷問」[10] であり，抵抗できない密室で身体的精神的に苦痛をあたえる行為を解明し，批判し，処罰し，二度と起こりえないようにせねばならない。拷問が人権侵害であることは言を俟たない。

〈造作〉と拷問とは表裏一体の仕打ちであ

7) ＊金東椿『近代のかげ』青木書店，2005 年，110-111 頁をみよ。

8) 殷秀美『国民の尊厳，10 時間 18 分』37-38 頁をみよ。

9) 殷秀美『国民の尊厳，10 時間 18 分』49 頁をみよ。

10) 殷秀美『国民の尊厳，10 時間 18 分』39 頁。

り，ともに人権侵害であり人権蹂躙であるが，この両者が行使される場は，それぞれ公的領域と私的領域とであるともいえるだろう。無辜の人を社会的に指弾される犯罪者に仕立てあげ，その人の爾後の人生を歪める〈造作〉は，韓国中央情報部など〈造作〉する国家権力と〈造作〉される無辜の人との二者のみならず，冷ややかな視線を注ぐ世間の人々が存在してこそ，人権侵害的効果を高める。いいかえれば第三者，他者が存在するなかでこそ〈造作〉は意味をなす。第三者，他者が存在する場とは，公的な場，公的領域である[11]。他方の拷問は，人に身体的苦痛をあたえ，人をその苦痛から逃れざるをえないように仕向けて，秘匿していることや架空のことを言わせるものである。そのさいには拷問を受ける人の意識は，もっぱらみずからの苦痛と，その苦痛からの解放とに向かうであろうし，そこでは他者の目や世間の視線は薄れるであろう。他者の存在が意識されないとすれば，それは私的領域における出来事である。

こうして私的領域における身体的苦痛と公的領域における社会的処罰とが，じっさいには表裏一体のものとして，韓国の国家権力によっておこなわれてきた。両者いずれの側面においても，これはまぎれもない人権侵害であるが，侵害されるのは人間の権利であり尊厳である。国家には「国際人権法が保障した実際的・手続き的人権を保障する責任」[12]があり，法的・社会的にみとめられるべき人間の権利が奪われてはならないことが訴えられるとともに，殷秀美は「憲法に保障された市民・主人としての国民は，飯だけ食って暮らす存在でなく，言論の自由，表現の自由を享受し，いかなる悪法や抑圧からも自由でなければならず，みずからの運命はみずから選択しうるのでなければならない」[13]としるす。いわば殷秀美は理念的・倫理的に尊重されるべき人間の尊厳が侵害されてきたことを問題視しているのである。

ここでいう理念的・倫理的に尊重されるべき人間の尊厳は，一見すると，生身の人間の日々の暮らしを離れた抽象的な人間理念のなかでみいだされる尊厳のように思われるが，それは生身の人間の日々の暮らしからまったく切り離されたところに存在するものではない。認識不可能・実現不可能でありながら現実の事象を統禦し方向づける意義を有する〈理念 idea〉の西洋思想的伝統にもとづき，現実とは異なるところに理念的目標を置く意味をみとめるとしても，その理念と現実とを完全に分離してひたすら理念を語ると，空理空論の陥穽にはまりかねない。上述の理念的・倫理的に尊重されるべき人間の尊厳は，人間の具体的な生活の場で生起するもの，すなわち法的・社会的もしくは制度的な場で生起するものと，絶えず結びつけて考察されなければならない。

法的・社会的もしくは制度的にみとめられる尊厳という場合に，法的・社会的もしくは制度的な場で保障されるべき尊厳と，そのような場で生起する尊厳とが考えられるだろう。尊厳の法的・社会的もしくは制度的な保障においては，尊厳の客観的側面・外的側面に力点が置かれる。尊厳の法的・社会的もしくは制度的な生起においては，尊厳の主観的側面・内的側面に力点が置かれる。前者の客観的側面・外的側面，およびそれらの側面での保障は，容易に諒解されるであろう。

尊厳の主観的側面・内的側面は，上記の理念的・倫理的に尊重されるべき人間の尊厳と重なりあうべきものであるが，この主観的側面・内的側面は法的・社会的もしくは制度的

11）Vgl. Hannah Arendt, *Vita activa, oder, Vom tätigen Leben*, 2002, ＊拙稿「公的世界と私的世界」『経済論集』第46巻第1号，1998年をみよ。

12）殷秀美『国民の尊厳，10時間18分』69頁。

13）殷秀美『国民の尊厳，10時間18分』16頁。

にみとめられる尊厳という枠のなかでの側面である。これは，法的・社会的もしくは制度的な場で，理念的・倫理的なものとして，生起する尊厳である。「憲法に保障された市民・主人としての国民は，飯だけ食って暮らす存在でなく，言論の自由，表現の自由を享受し，いかなる悪法や抑圧からも自由でなければならず，みずからの運命はみずから選択しうるのでなければならない」という殷秀美の主張は，いかなる社会的条件にあっても人間として本質的に普遍的にみとめられるべき尊厳，いいかえれば個別の社会的条件から遡って本質的普遍的に承認されるべき人間の尊厳を指すものであろう。そのさい，個別の社会的条件，個別の現実から本質的普遍的なものへと遡りはするが，社会的条件や現実から遊離したり脱出したりするものではない。現実の制約をいったん離れて理念の世界において沈思するが，その理念は現実を統禦し方向づけるべきものであり，理念はふたたび現実にもどってくるべきである。現実と理念とが乖離してはならないし，具体的事象と抽象的本質とが分離してはならない。理念的・倫理的に尊重されるべき尊厳，法的・社会的もしくは制度的な場で理念的・倫理的なものとして生起する尊厳とは，このことを意味する。

この点でチャン＝ウンジュは，日常的具体的な生活の困難から切り離したところで語られる「人間の尊厳性」が維持されていればよいのであって日常的具体的な生活の困難はやむをえないと考えているようである。いわば日常的具体的な生活の困難を切り捨て，それよりも「人間の尊厳性」をひたすら尊重する姿勢をとっているようにみえる[14]。たとえば下記の記述は韓国労働者の闘争をやや矮小化するものと受けとられかねない。

> 「われわれは機械でない！」「われわれも同じ人間だ」という叫びは，たんになんらかの社会経済的次元の階級的平等のための叫びというより，社会的に無視され侮辱されて排除された人々の，自分たちと異なる人々と同等な人間として尊重してくれという叫びであった。この叫びはかれらを他者と同じように扱ってくれという要求でなく，かれらの人間としての存在を無視するな……という要求であった。……このような意味で，わが労働運動はまさしくそのような社会の道徳的不義にたいする矯正の努力としてたんになにかの「生存闘争」のごときものではなく，「尊厳性のための闘争」であり，民主化運動もまたたんなる反独裁運動でなく，社会の「人間化のための闘争」なのであった[15]。

チャン＝ウンジュのいう「人間の尊厳性」は主観的側面・内的側面ばかりを浮き立たせるもののようである。

また貧富の差や不平等は，‘自己-尊重’と区別された‘自己-評価’に当たるというほど生やさしいものではないと思われる。貧困や不平等は国家権力による人権侵害とともに，韓国民衆が「自分の生命維持をはかるのに汲々と」せざるをえない社会的経済的条件であり，このような条件によって「民衆はまさしく生存の論理を内面化する」ことを余儀なくされてきた[16]。貧困や不平等は生身の人間の〈生存の論理〉にかかわる社会的経済的条件であるし，人間の生が社会的経済的条件のうえに成り立つことを看過した理念や道徳は，空理空論におちいる懼れがある。

韓国現代史には，国家権力による〈造作〉事件をふくめ，国家安全保障体制の恣意的な

14）＊拙稿「韓国における尊厳（1）」をみよ。

15）チャン＝ウンジュ『生存から尊厳へ』ナナム，2007 年，28-29 頁。

16）＊金東椿『近代のかげ』122 頁，124 頁をみよ。

公権力行使による人権侵害が数多あり，それらは従来じゅうぶんに解明されてこなかった。このような韓国の〈過去事〉を念頭において人間の尊厳や人権を語る殷秀美は，国家安全保障体制にするどく対峙する。そして人間の尊厳を真摯に考えるのであれば，国民の尊厳を傷つける国家安全保障でなく，国民の尊厳を確立する〈人間安全保障〉こそが必要であるとして，つぎのように語る。「テロがなぜ起こるのか，一度でも真摯に考えたことのある人ならば，いまや国家安保から人の安全保障，人間安保，へと政策の焦点を移さなければならないという主張に共感するでしょう」[17]。さらに殷秀美は「国家安保から人の安保に向かわなければなりません。テロのような災難がなぜ起こるのか，たとえば貧困・雇用不安・不平等・貧しさがテロと暴力と紛争を生むという国連の指摘に耳を傾けなければなりません」[18] と述べ，国家安全保障体制の恣意的な公権力行使による人権侵害のほかに，貧困や不平等が，人間安保，人の安保を阻害することを主張する。こうして，人間の尊厳を確立するうえでも「社会的弱者の生と権利とをいまよりよくする」ことが喫緊の課題であると説かれるのである。人の安保，人間安保とは，このことを指すであろう。ただし，その確立が韓国においていかに困難な課題であるかを承知している殷秀美は「社会的弱者の生と権利とをいまよりよくするという果てしなき闘争」としるし，これが政治の闘争であることを意識する[19]。

理念的・倫理的な尊厳の考察においては，それを具体的な社会的現実から乖離させてしまうことなく，また生々しい社会的現実のなかに埋没してしまうこともなく，韓国の社会的現実とのあいだで緊張関係を保ちつつ，人間の尊厳が語られるべきであろう。

17）殷秀美『国民の尊厳，10 時間 18 分』103 頁。
18）殷秀美『国民の尊厳，10 時間 18 分』105 頁。
19）殷秀美『国民の尊厳，10 時間 18 分』17 頁をみよ。